

リニア中央新幹線建設促進愛知県期成同盟会規約

(名 称)

第 1 条 この会は、リニア中央新幹線建設促進愛知県期成同盟会と称する。

(目 的)

第 2 条 この会は、磁気浮上式リニアモーターカーによる中央新幹線の早期建設とそれに伴う中京圏鉄道網の整備促進を図ることを目的とする。

(事 業)

第 3 条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国会、関係政府機関、政党その他関係機関に対する請願、陳情
- (2) 建設促進に関する調査研究及び広報啓発
- (3) その他会の目的達成に必要な事項

(構 成)

第 4 条 この会は、愛知県、名古屋市、市（名古屋市を除く）町村、名古屋商工会議所、一般社団法人中部経済連合会及び各種団体で第 2 条の目的に賛同するものをもって構成する。

(役 員)

第 5 条 この会に、次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	3 名
理 事	若干名
監 事	若干名

2 会長は、愛知県知事をもって充てる。

3 副会長は、名古屋市長、名古屋商工会議所会頭及び一般社団法人中部経済連合会会長をもって充てる。

4 理事は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 愛知県副知事のうち 1 名
- (2) 名古屋市副市長のうち 1 名
- (3) 名古屋商工会議所副会頭のうち 1 名及び専務理事

- (4) 一般社団法人中部経済連合会副会長のうち1名及び専務理事
 - (5) 愛知県市長会会長、副会長及び各理事
 - (6) 愛知県町村会会長、副会長及び各理事
 - (7) 愛知県都市・交通局長
 - (8) 名古屋市住宅都市局長
- 5 監事は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
- (1) 愛知県市長会監事
 - (2) 愛知県町村会監事
- 6 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第 6 条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を組織して、会務の運営にあたる。
- 4 監事は、この会の会計を監査する。

(顧問)

第 7 条 この会の事業に関する重要な事項について助言と協力を得るため、顧問を置く。

- 2 顧問は、会長が国会議員、愛知県議会議員及び名古屋市議員について、本人の承諾を得て委嘱する。
- 3 会長は、前項に掲げる以外の者についても、総会の承認を得て顧問を委嘱することができる。

(特別会員)

第 8 条 この会の事業に関し、助言と協力を得るため、特別会員を置く。

- 2 特別会員は、会長が愛知県議会議員、名古屋市議員、市町村議会議員（名古屋市議会議員を除く。）について、本人の承諾を得て委嘱する。

(賛助会員)

第 9 条 この会の事業に関し、協力を得るため、賛助会員を置くことができる。

- 2 賛助会員は、この会の趣旨に賛同する各種団体とする。

(幹 事)

第10条 この会に、会の事務を処理させるため、幹事を置くことができる。

2 幹事は、会長が任命する。

(総 会)

第11条 総会は、毎年1回開催する。但し、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

2 総会は、会長が招集し、その議長となる。

3 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 本同盟会の規約の制定・改廃に関すること。
- (2) 事業計画に関すること。
- (3) 予算及び決算に関すること。
- (4) その他、重要な事項に関すること。

(理 事 会)

第12条 理事会は、必要に応じて会長が招集し、会の重要事項を審議する。

(幹 事 会)

第13条 幹事会は、必要に応じて会長が召集する。

2 幹事会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会及び理事会に付議すべき事項
- (2) 事業執行に関する事項
- (3) その他、会長が必要と認めた事項

(会 計)

第14条 この会に要する経費は、分担金及びその他の収入をもって充てる。

2 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事 務 局)

第15条 この会の事務を処理するため、愛知県都市・交通局交通対策課リニア事業推進室に事務局を置く。

(そ の 他)

第16条 この会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、昭和53年8月15日から施行する。
- 2 昭和53年度の会計年度は、第14条第2項の規定にかかわらず、昭和53年8月15日に始まり、翌年3月31日までとする。

附 則

この規約は、昭和54年8月29日から施行する。

附 則

この規約は、昭和63年7月12日から施行する。

附 則

この規約は、平成元年8月4日から施行する。

附 則

この規約は、平成9年7月10日から施行する。

附 則

この規約は、平成12年7月31日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年7月31日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年7月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年7月21日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年7月30日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年7月31日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年7月31日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年8月28日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年8月10日から施行する。